

まちの情報紙・広報

おおよど

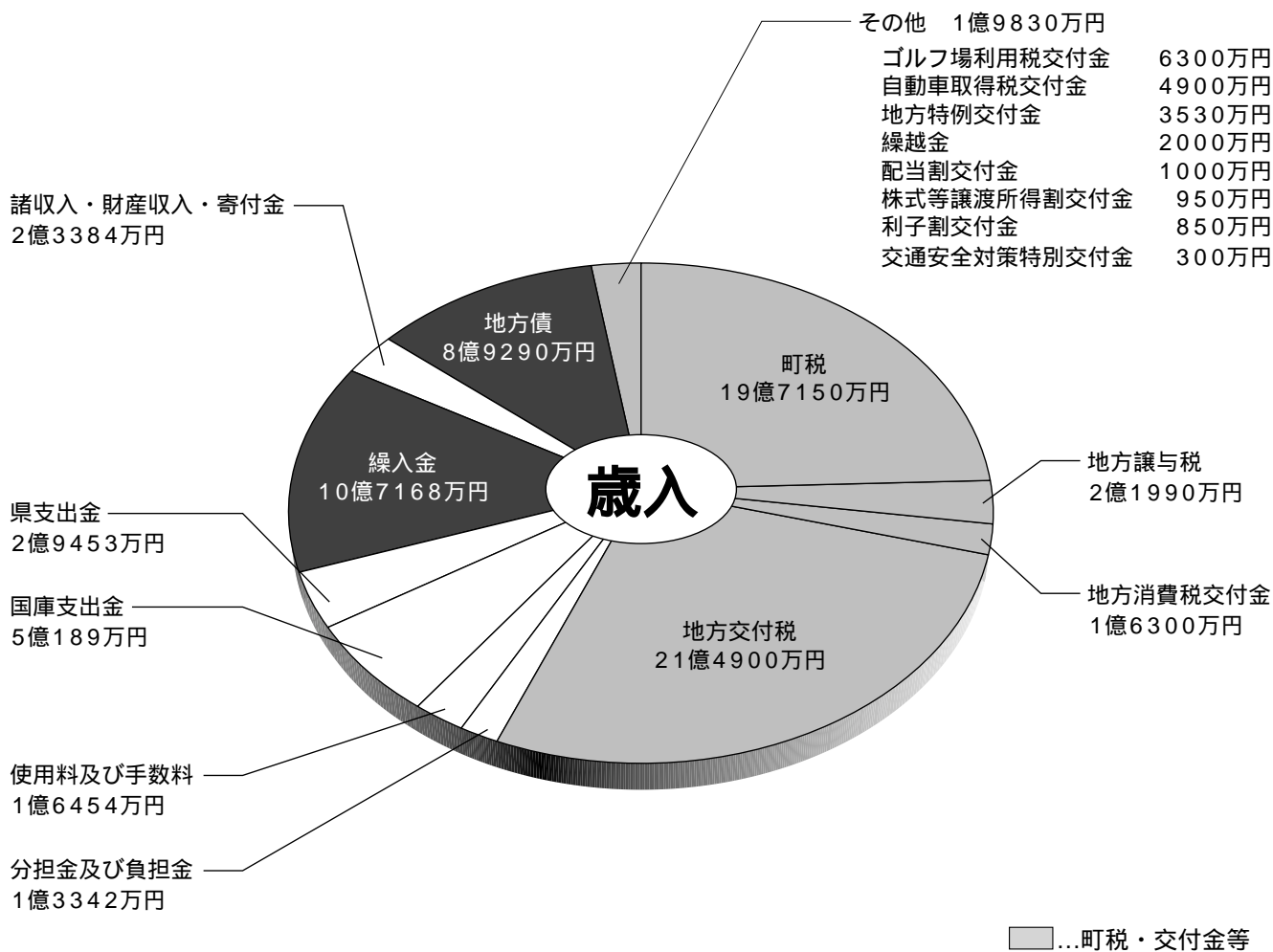
4

Community information of Oyodo
2006 April No.396

平成18年度
 予算総額は180億2529万円

予算

一般会計予算は79億9900万円



一般会計予算の概要

平成18年度一般会計当初予算は、昨年2月に策定された行財政改革の指針である『リフォームプランおおよど』の具現化を進めるために、事務事業の見直しや経費の削減に取り組んだこと、また緑ヶ丘小学校整備事業や交通安全対策事業が終了したことで、骨格予算であった昨年の当初予算よりも1億8900万円減額の79億9900万円となりました。

歳入では、自主財源である町税は、個人町民税や法人町民税の増収を見込んでいますが、固定資産税は減額の見込みとなり、全体で3722万円増額の19億7150万円を見込んでいます。

また、地方譲与税は、三位一体改革の税源移譲で創設された所得譲与税が6489万円増額の1億3589万円が見込まれ、大きく増額しています。

地方交付税は、1400万円増額の21億4900万円を見込んでいますが、臨時財政対策債が2800万円減額の見込みで、町税・交付金等全体では、ほぼ前年度並みとなっています。

国庫支出金については、三位一体改革の影響と事業の終了により大きく減額となりました。

一方、歳出では、行財政改革の趣旨を踏まえ事務事業の見直しや経費の削減に努め、義務費的経費（人件費・物件費な



特別会計

老人保健特別会計	18億5910万円
国民健康保険事業特別会計	17億5090万円
下水道事業特別会計	12億6407万円
介護保険事業特別会計	11億9802万円
住宅改修資金等貸付金	
特別会計	8084万円
公園墓地事業特別会計	874万円
建設残土公的処分地維持管理 事業特別会計	508万円

病院事業会計

収益的収入	30億9655万円
収益的支出	30億9422万円
資本的収入	8456万円
資本的支出	1億6511万円

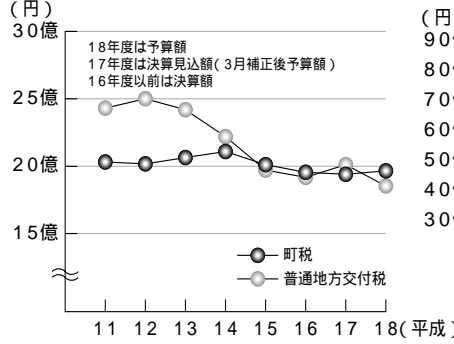
水道事業会計

収益的収入	3億2382万円
収益的支出	2億9930万円
資本的収入	1億8355万円
資本的支出	3億91万円

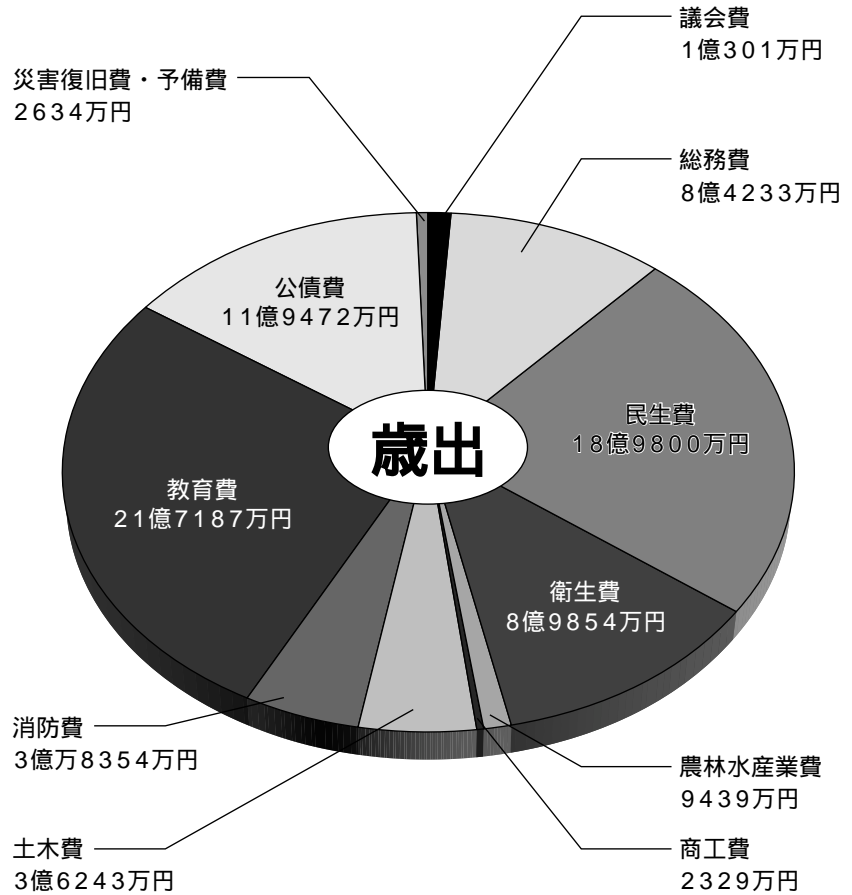
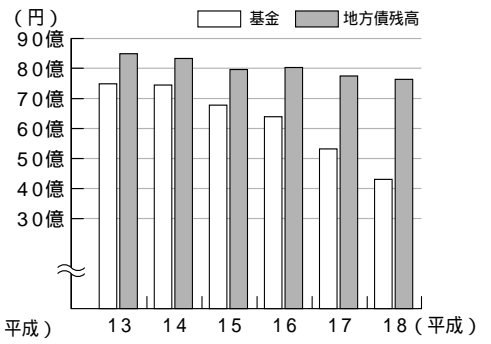
町全体の予算額

老人保健特別会計をはじめとする特別会計の予算総額が61億6675万円、病院事業会計予算額（支出額）が32億5933万円、水道事業会計予算額（支出額）が6億2473万円となり、一般会計を含むすべての予算の合計額は180億2529万円となりました。

町税と交付税のうごき



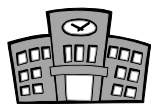
基金と地方債残高のうごき



これらの結果、予算額は減額となりましたが、財政調整基金2億3571万円など基金からの繰入金10億6461万円で見込みです。このため、投資事業の重点化や見直しはもちろんです。歳出全体のさらなる削減に努める必要があると考えています。

新規の継続事業として、佐名伝・薬水地区の梨栽培の拡大を図るため、灌漑設備の改修工事を平成18年度から3カ年で実施していきます。

これらの結果、予算額は減額となりましたが、財政調整基金2億3571万円など基金からの繰入金10億6461万円で見込みです。このため、投資事業の重点化や見直しはもちろんです。歳出全体のさらなる削減に努める必要があると考えています。



議 会

だより

町議会第1回定例会

平成18年町議会第1回定例会が、3月3日(金)から3月14日(火)まで開かれました。今回、町長が議会に提案して可決された内容の概要などを掲載します。

条例の制定・改正

大淀町個人情報保護条例
個人情報保護に関する法律の規定に基づき、個人情報の適正な取り扱いを確保するものです。

大淀町行政手続条例
行政手続法の規定に基づき、本町の条例等に基づく処分、行政指導等を行うに当たって公正の確保と透明性の向上を図るものです。

大淀町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例
大淀町国民保護協議会条例
平成16年に施行された武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(国民保護法)の規定に基づき、

本町条例において大淀町国民保護対策本部および大淀町緊急対処事態対策本部、大淀町国民保護協議会について必要な事項を定めるものです。

大淀町部設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

本町の行財政改革に基づく新たな組織体制を編成するものです。

特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

行財政改革の一環として、特別職の職員のうち非常勤のものに対する報酬額について引き下げを行うものです。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する法律の一部が国において改正されたことに伴うものです。

大淀町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

行財政改革の一環として本町職員に支給する特殊勤務手当について、見直しを図るものです。

大淀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

本町国民健康保険事業の財政状況が非常に厳しい状況にあることから、給付と負担の均衡を保ち安定した財政運営を図るために保険税率を改定し財政基盤の確立を図ること、および暫定賦課を廃止して本算定課税のみとするものです。

大淀町学童保育に関する条例の一部を改正する条例

大淀町立希望ヶ丘小学校の発足により北野プレジャールームの名称を変更すること、および新築により緑ヶ丘プレジャールームの位置を変更するものです。

大淀町介護保険条例の一部を改正する条例

介護保険法の規定により、今後3年を通じて財政の均衡を保つことができる保険料率を定めるものです。

大淀町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

本町の廃棄物(小動物)の処理方法を変更することに伴うものです。

その他

南和広域連合規約の変更について

障害者自立支援法の規定による市町村審査会について、審査会の設置および運営に関して事務を共同処理化することによるものです。

平成17年度予算の補正

平成17年度大淀町一般会計補正予算(第6号)

平成17年度大淀町住宅改修資金等貸付金特別会計補正予算(第1号)

平成17年度大淀町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

平成17年度大淀町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)

平成17年度大淀町公園墓地事業特別会計補正予算(第3号)

平成17年度大淀町下水道事業特別会計補正予算(第3号)

平成17年度大淀町水道事業会計補正予算(第4号)

平成18年度当初予算

平成18年度大淀町一般会計予算

平成18年度大淀町住宅改修資金等貸付金特別会計予算

平成18年度大淀町国民健康保険事業特別会計予算

平成18年度大淀町老人保健特別会計予算

平成18年度大淀町介護保険事業特別会計予算

平成18年度大淀町公園墓地事業特別会計予算

平成18年度大淀町下水道事業特別会計予算



平成18年度大淀町建設残土公的処分地
維持管理事業特別会計予算
平成18年度大淀町病院事業会計予算
平成18年度大淀町水道事業会計予算

意見書

さらなる総合的な少子化対策を求める
意見書
道路特定財源の確保に関する意見書

町議会第2回臨時会

平成18年町議会第2回臨時会が、3月
22日(水)に開かれました。今回可決さ
れた議案の概要を掲載します。

議決事項

大淀町名誉町民条例
本町の発展に著しい功績がある者に対
し大淀町名誉町民の称号を贈り、これを
顕彰するものです。

同意事項

大淀町名誉町民の選定について
大淀町長として28年の永きにわたり卓
越した政治手腕を発揮し、本町の発展に
著しい功績があった故郷多猛氏に対して
大淀町名誉町民の称号を贈り、これを顕

彰するものです。



おわびと訂正

本紙3月号5ページ「議会だより」
の記事に誤りがありました。おわ
びして訂正させていただきます。

- (正) 大淀桜ヶ丘小学校スクールバ
ス購入事業
- (誤) 大淀旭ヶ丘小学校スクールバ
ス購入事業



役場の組織が変わります

行財政改革の一環として、本町の組織を再編しました。本紙3月号
では総務部、財務部、住民福祉部、建設産業部の新組織および事務分
掌を掲載しました。今回は、町水道部と町立大淀病院事務局の新組織
および事務分掌を掲載します。

水道部

業務課

庶務係：業務総合調整、条例等制定改廃、職員任免等、職員福利厚生、契
約、物品購入
経理係：財政・資金計画、予算編成・決算、貯蔵品・物品の出納保管、現
金等出納保管、水道使用料徴収等、使用水量計量

給水課

浄水係：浄水・取水場等維持管理、水質検査、汚泥処理、水道施設整備基
本計画策定
給水係：給水管維持管理、給水装置工事、漏水・水圧調査、配水管、設計
委託、工事請負契約、指名業者
管理係：量水器等・地下埋設物・管路図作成・水道用地賃貸借

大淀病院事務局

庶務課

庶務係：経営改善、院内総合調整、職員給与、職員福利厚生、起債
経理係：金銭出納、予算編成・決算
院内保育所、給食室

医事課

医事係：患者手続、医療相談、窓口会計、診療報酬・医療費請求等
医務係：医療業務企画等、医療事務諸統計

施設管財課

管理係：業務委託契約、資産管理、病院施設営繕等、付帯施設等の維持管理
用度係：医療器械等購入、貯蔵品・物品等の保管・管理

役場の窓口が変わります

もっとと便利に、もっととわかりやすく

役場では、行財政改革の一環として、お客様の視点で窓口を改善しました。主な改善内容としては、

- ① 関連する複数の手続きを同じ窓口でできる総合窓口と② 証明書などを発行する総合窓口の2種類の総合窓口を設けたことです。総合窓口では、イスに座って、落ち着いて書類に記入していただけます。また、お客様に窓口を移動していただくのではなく、担当職員が移動して対応させていただきます。証明書発行窓口では、今までよりもスピーディーに証明書などを発行させていただきます。

今後さらに改善を重ね、職員一同、もっと便利でわかりやすい役場になるよう努力してまいります。ここでは、役場本庁舎1階の窓口の概要をお知らせします。

総合窓口

転入・転出などの住民異動、出生・婚姻などの戸籍の届出の窓口です。これらの届出に関連して各種保険・福祉手当などの手続き、保育所・学童保育、幼稚園・小中学校の申請などもこちらの窓口で手続きができます。また、住民票や戸籍関係証明書が関連して必要な場合もこちらの窓口で発行します。

お客様が何回も窓口を移動していただくことのないよう、いろいろな届出が同じ場所で連続して手続きできるように改善しました。

手続きや証明書によっては別の窓口に移動していただく場合があります。

主となる手続きの例

住民異動[転入・転出・世帯変更、外国人登録]

戸籍関係[出生・死亡・婚姻・離婚]

関連する手続きの例

国民健康保険[資格の取得・喪失・変更、出産一時金・葬祭費支給申請]

介護保険[介護認定申請]・老人保健・国民年金[資格の取得・喪失・変更]

福祉医療費助成制度[乳・幼児医療、母子医療、心身障がい者(児)医療]

各種手帳[身体障がい者・療育・精神保健福祉手帳の交付・返還・変更]

高齢福祉[緊急通報装置・高齢者相談]

児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当、生活保護

斎場関係[死体埋火葬許可、斎場使用許可・霊柩車]

保育[保育所(園)、プレジャールーム(学童保育)の入退所]

学校[幼稚園、小・中学校の転入学(園)の手続き、就学通知書の交付]

町営住宅・改良住宅の入退居

水道の開閉栓の連絡

住民基本台帳カードの申請・交付



証明書発行窓口

住民票や戸籍関係証明書の発行、印鑑登録・証明書の発行、住民相談の窓口です。

証明書などの例

住民票の交付、戸籍関係の証明、印鑑登録・証明、自動車の臨時運行許可
相談などの例

無料法律相談、交通事故相談、消費生活相談

窓口 ① ほけん課

国民健康保険[資格の取得・喪失・変更、出産一時金・葬祭費支給申請]

老人保健・国民年金[資格の取得・喪失・変更]

福祉医療費助成制度[乳・幼児医療、母子医療、心身障がい者(児)医療]

窓口 ②

狂犬病予防注射、一般廃棄物、屋外広告物

窓口 ③ 福祉介護課

介護保険[介護認定申請]

各種手帳[身体障がい者・療育・精神保健福祉手帳の交付・返還・変更]

児童扶養手当・特別児童扶養手当、生活保護

窓口 ④ 人権施策推進室

町営住宅・改良住宅の入退居

窓口 ⑤ 少子高齢化社会対策課

保育[保育所(園)、プレジャーーム(学童保育)の入退所]

児童手当・児童相談

学校[幼稚園、小・中学校の転入学(園)の手続き、就学通知書の交付]

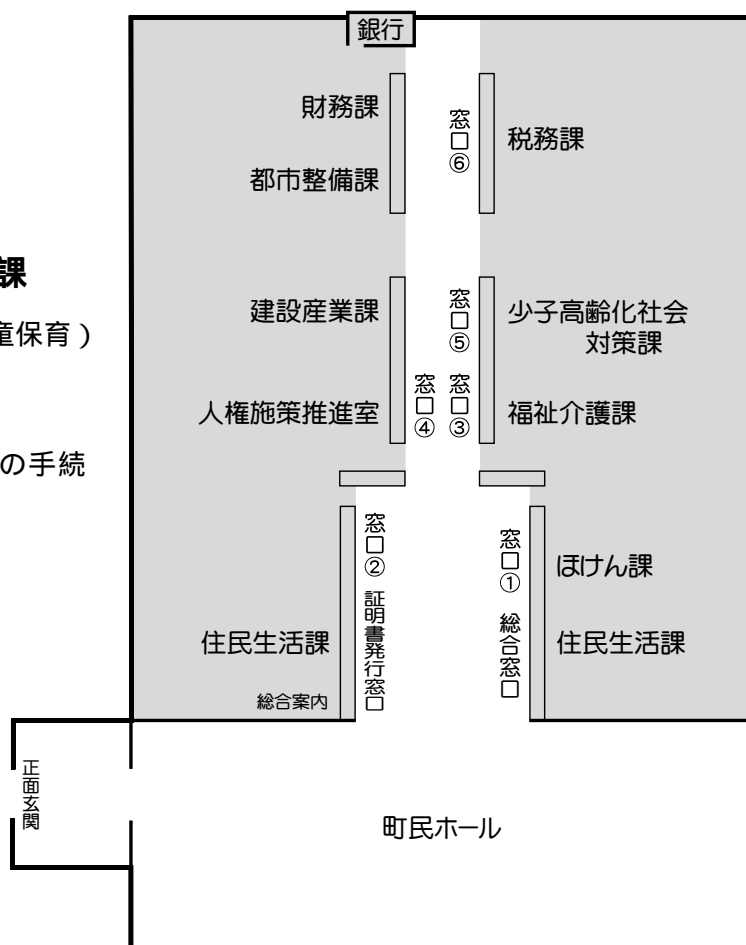
高齢福祉[緊急通報装置・高齢者相談]

ふれあいバス

窓口 ⑥ 税務課

税の証明、原動機付き自転車の取得・変更・
廃車申請・標識の交付

役場本庁舎 1階



大淀希望ヶ丘小学校が開校しました

本年4月1日、大淀町立大淀第一小学校、大淀町立大淀旭ヶ丘小学校、大淀町立大淀北野小学校が統合して、大淀町立大淀希望ヶ丘小学校が開校しました。

東部地区三小学校の統合は、適正規模化を図ることが子どもたちの全人教育のために極めて重要であり、より良い教育環境の整備を進めることが必要であるとの観点から進められてきました。

大淀希望ヶ丘小学校は、「みんなと仲良く『自分を育てる子』を育むための充実した教育」をめざして、一人ひとりの児童の人権や個性を大切に伸ばしながら、基礎基本の力を育成するための教育に力を注いでいきます。特に統合校としての実態を踏まえた上で、充実した指導計画によるきめ細かい教育実践を行い、家庭・地域と連携して開かれた学校作りに取り組んでいきます。

校舎は平成18年度中に増改修を行い、より充実した施設としていきます。

また、新しく制定された校章には、昨年に一般公募した146作品の中から、大淀中学校2年生の近藤大樹くん(北野)の作品が選ばれました。「3校が融合して新たな学校となり、より強く結びついていくことをイメージした」という近藤くんの思いのように、児童のみなさんが一日も早く新しい環境に慣れ、楽しく生き生きとした学校生活を過ごせるように願っています。



大淀希望ヶ丘小学校の校章

元大淀町長 故喜多猛氏に名誉町民の称号

元大淀町長、故喜多猛氏のご功績は、町民ひとしく誇りとして尊敬し、今後末永く顕彰するに充分な輝かしい偉業として、このたび名誉町民の称号を贈ることになりました。

喜多猛氏は、昭和30年4月に執行された大淀町議会議員選挙に立候補し、町民の厚い支持を受けて当選して以来、昭和38年4月までの2期8年間にわたり大淀町議会議員として在職され、議長、副議長の要職に就かれました。

また、昭和36年12月から昭和48年6月までの12年間あまりの永きにわたり大淀町消防団長を務め、住民が安心して生活できる地域社会の創造に挺身努力されました。

さらに、昭和48年5月に執行された大淀町長選挙に立候補し、町民から絶大な

支持を受け初当選して以来、連続7期28年もの永きにわたり安定した町政を担われました。



町長在職中は「住んで良かった大淀町」を一貫したスローガンとして公平無私の政治姿勢を貫き、都市基盤の整備、差別撤廃に向けての取り組み、教育環境の整備、福祉・医療サービスの向上など、あらゆる分野で卓越した政治手腕を発揮され、本町をすばらしい町に創り上げた功績は誠に顕著です。

喜多猛氏の偉業を讃え、末永く顕彰いたします。

平成17年度 宝くじ助成事業

心肺蘇生法訓練人形を
助成により購入しました。



宝くじは
豊かさ築く
チカラ持ち。

宝くじは、広く社会に役立てられています。



大和猿楽子どもフェスティバル・ 第四期ちびっこ検壇本座卒業発表会

大和猿楽子どもフェスティバル・ちびっこ検壇本座卒業発表会が、3月18日(土)に町文化会館あらかしホールで開催されました。

このイベントは、検壇本猿楽座を本町独自の文化財産として育み、後世に伝えるための事業「大淀町能楽プログラム」の一環として実施されています。また、各地で能楽などの伝統芸能を学んでいる子どもたちとの交流事業として位置付けています。そして、今後もそれぞれの団体が情報交換を活発に行い、伝統

- 写真左 ちびっこ検壇本座(大淀町)
- 写真右上 犬山市立犬山中学校
アートコミュニケーションクラブ
(愛知県)
- 写真右中 大阪府立吹田東高等学校能楽部
(大阪府)
- 写真右下 斑鳩町立斑鳩小学校能楽金剛クラブ
(斑鳩町)

芸能の継承と発展に貢献することをめざしています。

今回のイベントには、本町のちびっこ検壇本座をはじめ、吹田市のこども能教室、奈良100年会館お能グループ、斑鳩小学校能楽金剛クラブ、大阪府立吹田東高等学校能楽部、奈良女子大学能楽部観世会、赤松裕一さんと中田一葉さん、そして4年連続出演の愛知県犬山市立犬山中学校アートコミュニケーションクラブの8団体が参加しました。

大和猿楽サミット

大和猿楽フェスティバル終了後、「大和猿楽サミット」広めよう能楽の輪、大和の国から世界へ」が実施されました。

このサミットは、無形文化遺産である能楽の発祥地が奈良県であることをアピールすることや、能楽の振興、地域の活性化などを目的として3年前から行われています。

当日は、県内外から多くの方が参加しました。参加者は、対談「世阿弥の生涯について(その2)」に耳を傾け、また能楽座公演の舞台に見入っていました。



サミットでの対談の様子。

『人権の街』づくりに向けて

人権侵害を許さない社会的雰囲気醸成を

大淀町長 森下 征夫

本町におきましては、今日まですべての行政施策の根底に人権を位置づけて施策を推し進めるとともに、具体的な人権施策推進に取り組んでまいりました。勿論、この理念は今後もかわることはありません。また、かえるべきではないと思っています。

しかしながら、私たちのまわりでは、未だに部落問題をはじめ、高齢者、子ども、在日の外国人、女性、障がいを持つ人など、社会的に弱い立場の人々を排除・疎外する意の悪質な差別事件・事象が後を絶たない状況にあります。

こうした状況のなか、昨年の6月に続き、去る2月14日に大淀町のホームページ意見箱に部落差別にかかわる投書が書き込まれました。

いうまでもなく、地球上に住む人々には、人種や民族の違い、出身や職業の違い、性の違いなど、いろいろな違いがあります。しかし、これらの違いを理由に、基本的人権を奪い、政治、経済、文化等の生活全般にわたって、不利益な扱いをすることや自由を束縛することが人権侵害であり差別です。

そして、被差別部落（同和地区）の出身であることを理由に行なわれる差別が部落差別であり、歴史的、社会的に形成されてきた被差別部落に生まれ、育ったという理由だけで、人間として当然受けるべき権利を何の根拠もなく長い間奪われ続けてきた問題が、部落問題といわれるものです。

日本国憲法は第14条で「すべての国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分または門地により、政治的、経済的または社会的関係において差別されない」としています。

また、1965（昭和40）年に出された内閣同和对策審議会答申においては「同和問題とは、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である」ことが明らかにされ、今日まで人権・同和問題の解決に向けて様々な取り組みが行われてきています。

今回の書き込み投書は、住民のみならず町行政に対してご意見をお伺いすることを目的として設けた「ご意見箱」

「ご意見箱」に書き込まれた投書

webmagazine@town.oyodo.lg.jp(2006/02/14 午前1:07):

お名前:匿名希望()

ご住所:大淀町()

生年月日:1991年 月 日

性別:男

電話番号:--

FAX番号:--

e-mail:he_killed_himself_because_of_your_nasty_things@yahoo.co.jp

ご職業:学生

ご意見:

私は生まれてから10数年ずっと大淀に住んでいますが、大きな不満があります。いわゆる部落と呼ばれる地区に住んでる人々に対する扱いが特別すぎます。家を非常に安い賃料で借りられて、道路もまず整備されるのはです。これは部落以外の住民に対する逆差別だと多数の人が思ってるにも関わらず、実際に口に出すと嫌がらせを受け、自殺にまで追い込まれる可能性だってあります。部落の人達からの嫌がらせで自殺に追い込まれた人、実際に知ってますから。

さらに学校では部落の子達だけが特別に教師から学習指導を受ける権利をもち、そのことはよっぽど秘密事項なのか、内緒とされているのもおかしな話です。

部落のために使われるような税金、私は将来絶対に納めません。逆差別を許さないください。

これを読んでる人もどうせ 出身なんでしょうけど・・・。



「人権啓発ポスター・標語」の募集

奈良県と市町村では、あらゆる人権問題の解決に向けて県民の人権意識を高めていくことを目的として、人権啓発ポスターと標語を募集します。

問い合わせ

町役場人権施策推進室

または町教育委員会社会教育課



募集内容	同和問題、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人などあらゆる人権問題の解決への取り組みや人権意識の確立の重要性を訴え、人権意識の高揚を図る内容のもの
募集対象	小学生、中学生、高校生、一般
応募方法	(1) ポスター 【大きさ】画用紙4つ切り (約39センチ×54センチ) 【画材】自由 (2) 標語 【応募用紙】はがきなど (特に規定はありません) 小学生、中学生、高校生は学校名と学年・氏名を、一般応募者は住所・氏名・年齢を作品の裏側に明記してください。
締切日	[小・中学生] 5月12日(金) [高校生、一般] 5月19日(金)
作品提出の先	小・中学生 町教育委員会社会教育課、または町役場人権施策推進室
	高校生一般 奈良県生活環境部人権施策課(奈良市登大路町30番地)

に投函されたもので発信者を特定できません。また、書き込み投書内容の黒丸()の箇所には、同和地区名が記載されています。

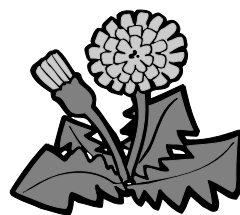
そして、その内容は、同和教育・同和対策の取り組みにかかわって、「ねたみ」「そねみ」の意識に加え、かつての被差別部落の実態および今日における根強い部落差別の現実と山積する課題を理解されずに、匿名で発信者の社会全体に対する不満のほこ先を部落問題に向けたもの

であると考えます。

私、大淀町長としまして、未だに部落問題が正しく理解されていない事実に、非常に残念であると同時に憤りを禁じえません。また、自らも今日までの人権啓発・人権教育の取り組みのあり方を大いに反省するものです。

私たちは、「お互いの違いを認めあい、共に生きる」ことの意義の大切さを守り、かりと社会のなかに位置づけ、「命」と「人権」を脅かす、不当な差別と人権侵

害に憤りを持ち、ぬくもり、やさしさあふれる『人権の街』をつくりあげていく必要があると考え、さらなる人権施策の推進に努めていく所存です。



てんいち先生



個人情報保護条例

—あなたの大切な情報を守ります—

個人情報とは

個人情報とは、住所、氏名、生年月日、職業などの個人に関する情報で、特定の個人が識別される情報のことです。また、ほかの情報と照合することで特定の個人が識別できる情報も含まれます。

個人情報、町がさまざまな事業を実施したりサービスを提供したりするために欠かすことのできないものです。このために町は住民の個人情報を取得して保有しています。そして、この町が保有する個人情報の漏えいや滅失があった場合には、個人の権利や利益が侵害されるおそれがあります。

個人情報保護条例とは

- ① 個人の権利や利益の侵害を未然に防ぐため、町が行う個人情報の取り扱いに関するルールを定めています。
- ② 住民のみなさんが自己の個人情報を見たり訂正・削除を求めたりする権利「自己情報コントロール権」を明らかにしています。

町が個人情報を取り扱うルール

1. 保有の制限
個人情報を保有するにあたっては、その目的を明確にして、必要かつ最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段により、原則として本人から取得します。また、思想、信条および宗教など個人の内心に関する個人情報などは、原則として取得しません。
2. 利用・提供の制限
個人情報の利用・提供は、原則として取得した目的の範囲内で行います。
3. 正確性の確保
保有個人情報が、過去または現在の事実と合致するよう正確かつ最新の状態に保ちます。また、個人情報の漏えいや滅失、き損を防止するなど安全確保のため、必要な措置を講じます。
4. 罰則
個人情報保護の重要性を認識し、個人情報の漏えいや滅失、き損を防止するなどの安全確保措置の徹底を担保するために、罰則の適用範囲を個人情報取扱事務受託者等にまで広げただうえで、地方公務員法の守秘義務違反に対する罰則を加重します。

自己情報コントロール権

1. 自己情報の開示請求
自己の個人情報の閲覧または写しの交付を請求できます。
2. 自己情報の訂正請求
自己の情報に誤りがあるときには、その情報の訂正を請求できます。
3. 自己情報の削除請求
自己の情報がこの条例の規定に違反して収集されたときは、その情報の削除を請求できます。
4. 自己情報の利用停止請求
自己の情報がこの条例に違反して目的以外に利用または外部に提供されているときは、その利用の停止を請求できます。

開示できない個人情報

- 個人情報の開示請求があったときには、原則としてその情報を開示しますが、次の場合には例外的に開示できません。
1. 本人以外の個人情報
 2. 人の生命、健康、生活または財産を害するおそれがある情報
 3. 行政事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある情報

審査会 大淀町情報公開・個人情報保護審査会

実施機関が、原則として取得や利用を制限している個人情報を、適正な行政執行のために必要があると認め、相当の理由があると認められるときなど、あらかじめ審査会の意見を聴きます。また、個人情報の開示決定等について行政不服審査法による不服申立てがあったときは、実施機関は審査会に諮問しなければなりません。

審査会はこれらの意見や諮問に^{こた}えて審議して具申や答申を決定し、実施機関は審査会の具申や答申を尊重して、速やかに決定をしなければなりません。

実施する町の機関 実施機関

町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者および議会

個人情報保護に関する問い合わせ先

個人情報の検索や開示請求・公開、総合的な制度の調整を図るため、総務部総務課に「総合窓口」を設置しています。

C A T V



大淀あらかしテレビは開局 3年目を迎えました

3年目を迎え、みなさんが共感でき、また参加していただける番組作りに取り組んでいきます。スタッフ一同がんばりますので、今後ともよろしくお祈いします。

4月は、

- 「大淀第一小学校・大淀旭ヶ丘小学校・大淀北野小学校の閉校式」
 - 「保育所・幼稚園・小学校・中学校で入学式」
 - 「春の交通安全運動週間」「大阿太高原で梨の花」
 - 「道の駅が5周年」
- などを放送する予定です。

大淀あらかしテレビを視聴するには、こまどりケーブルへの加入が必要です。



本町ホームページ(<http://www.town.oyodo.nara.jp/>)で毎週の番組を案内しています。

加入促進補助期間を延長します

こまどりケーブルへの加入促進を図るため、引き続き初期費用の一部を補助します。

補助金額

- ①加入契約金
15,750円のうち10,500円(消費税込)
- ②引込工事負担金
22,050円(消費税込)

みなさんの加入をお願いします。



問い合わせ先

大淀あらかしテレビの番組に関すること
町役場企画課

こまどりケーブルの加入・キャンペーンの内容に関すること

こまどりケーブル ☎0120-667-740

県内の市町村の人口の順位

順位	市町村名	人口
1	奈良市	370,106
2	橿原市	124,739
3	生駒市	113,724
4	大和郡山市	91,676
5	天理市	71,151
6	香芝市	71,004
7	大和高田市	70,796
8	桜井市	61,123
9	五條市	37,382
10	葛城市	34,982
11	田原本町	33,028
12	広陵町	32,817
13	御所市	32,272
14	斑鳩町	27,841
15	上牧町	24,955
16	三郷町	23,055
17	王寺町	22,750
18	平群町	20,281
19	大淀町	20,070
...		
	合計	1,421,367

国勢調査の人口速報

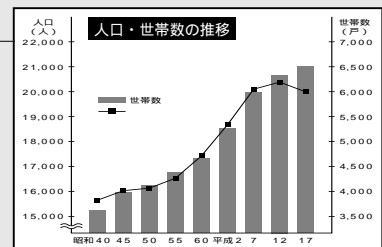
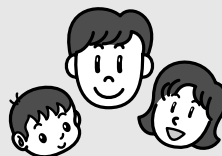
大淀町は20,070人 県内42市町村で第19位

昨年10月1日現在で行われた平成17年国勢調査の速報結果をまとめました。

本町の人口は20,070人(男9,515人、女10,555人)で、前回調査時(平成12年)と比較して306人(1.5%)減少しています。世帯数は6,508戸で、177戸(2.7%)増加しています。

この人口・世帯数は、住民基本台帳によるものとは異なります。

大淀町の人口20,070人
世帯数6,508戸



図書館 インフォメーション

4月です。ドキドキ、ワクワクの入学、入園で新しい生活が始まった人はもちろんですが、「何か新しいことを始めたい」、そんな気分が高まる季節です。

図書館からのお知らせ

4月のカレンダー

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	③	4	5	6	7	8
9	⑩	11	12	13	14	15
16	⑬	18	19	20	21	22
23	⑳	25	26	27	㉘	29
30						

文化会館・図書館ともに休みの日
 ホール・会議室等が使用できない日
 図書館のみが休みの日



今日は入園式。新しい友だちが「たのしいえん」にやってきました。「きみたち きょうからともだちだ」と年長さんは、年少さんにいろいろなことを教えてあげます。園の中を案内しながら、ちょっぴりおにいさん、おねえさんになった年長さんと元気いっぱい年少さんの絵本です。

「きみたち きょうからともだちだ」

文 / 中川ひろたか 絵 / 長谷川義史
朔北社



ウィリーは、小さくて気の弱い男の子です。ふとしたことからドラゴンを退治する騎士の学校「ドラゴン・スレイヤー・アカデミー(DSA)」に入学することになりました。DSAは全寮制の男子校です。ウィリーはここで勇者になる夢に向かって学校生活をスタートしていくのですが...

「ドラゴン・スレイヤー・アカデミー 1」

作 / ケイト・マクミュラン 訳 / 神戸万知
絵 / 舵真秀斗 岩崎書店



住宅設備機器メーカーに入社して福岡支社に配属された同期の太っちゃんと女性総合職の私。深い信頼と友情が二人の間に育っていきます。しかし、突然の太っちゃんの死で、私は太っちゃんとの約束を果たすべく彼の部屋にしのびこむことに...。第134回芥川賞受賞作。

「沖で待つ」

著 / 絲山秋子 文藝春秋



アンパンマン、ハローキティ、ウルトラマン、ポケモンキャラクターなど、かわいい動物や乗り物、楽しい季節のお弁当まで、アイデアいっぱいのお弁当が勢ぞろいです。少しだけ張り切って、子どもの笑顔を思いながら、お弁当を作ってみるのもいいのでは...?

「キャラクターいっぱいのおべんとう」

著 / ブレネク・ユキコ ブティック社

初めて図書館を利用する人に

図書館の本を借りるには...

図書館の本を借りるためには、利用者カードが必要です。カードを作ることができる人は、本町在住の人、本町に通勤、通学している人です。カードを作る際には、住所を確認できるもの(免許証など)を持参してください。

- 1 図書館では1人5冊まで、2週間借りることができます。
- 2 町ホームページで図書館所蔵の本を検索することができます。
- 3 図書館にインターネットをできるパソコンが1台あります。また、館内でビデオやDVDをみることができます。

図書館利用時間 開館時間：午前9時30分～午後5時

図書館閉館時の本の返却は、町文化会館南側出入口(正面玄関)の返却ポストを利用してください。

おはなし会のご案内

4月のおはなし会

4月16日(日) 午後3時～
こどものためのおはなし会

4月22日(土) 午後2時30分～
こどものためのおはなし会

4月23日(日) 午後2時～
大人のための朗読会



ミズノウェルネス大淀

健康づくりセンター情報

問い合わせ ☎ 07463-4-5501
FAX 07463-4-5502



4月限定プログラム

「サーキットエアロビクス」

日時 4月15日(土) 午前10時30分～午前11時30分
内容 エアロビクスでしっかり体を動かし、筋力トレーニングでしっかりと引き締めませんか？ 夏に向けて今から体づくりを始めましょう。

「ラテンエアロビクス」

日時 4月22日(土) 午前10時30分～午前11時30分
内容 ラテン音楽に合わせて情熱的に踊ってみませんか？ ウェストもしっかり動かすのでシェイプアップにも効果的です！

「かんたんステップエアロ」

日時 4月24日(月) 午前11時～正午
内容 ステップ台を使用して行う簡単エアロビクスです。足腰強化・下半身シェイプアップにも効果的です。今回はステップの基本を中心に行います！

「シェイプアップエアロビクス」

日時 4月28日(金) 午後2時～午後3時
内容 しっかり動いてたっぷり脂肪燃焼させるエアロビクスです。夏まであと少し、シェイプアップしたい人はぜひ参加してください。



受講料 600円(申込の際に支払ってください。)

申込方法

レッスン前日までにミズノウェルネス大淀(健康づくりセンター)のフロントへ申し込んでください。定員に満たない場合、当日申込(800円)を行います。また、申込後にキャンセルをした場合、返金できませんのでご了承ください。

ミズノウェルネス大淀

施設を無料で開放します！

4月18日(火)
午前11時～
午後8時30分

「来て」・「見て」・「体験」してください。

先着200名様に粗品を進呈します。

また、当日定期使用登録をされた人には
ダブルW プレゼントを用意しています。



車を止めないで！

ミズノウェルネス大淀
周辺道路

ミズノウェルネス大淀(町健康づくりセンター)周辺の道路は、全面駐・停車禁止区域となっています。周辺住民のみなさんに迷惑をかけたり、ほかの車の妨げになったりしますので、車を止めないよう、ご理解ご協力をお願いします。

Health Guide

けんこうガイド

町保健センター ☎ 0747-52-9403

FAX 0747-52-9404

ホームページからも申し込みができます。

<http://www.town.oyodo.nara.jp>

保健センター

健康相談の日

5月10日(水)です。

- [乳幼児] 午前9時～午前11時
身体計測や、保健師・栄養士による健康や育児についての相談を行います。
- [成人] 午後2時～午後4時
尿検査・血圧測定・保健師や栄養士による健康についての相談を行います。

子育て

子どもの健康診査

- 1 対象児には問診票を送付します。
- 2 料金は無料で、場所は町保健センターです。



	実施日・受付時間	対象
4ヵ月児健康診査	4月12日(水)・午後1時30分～午後2時	H17.11.16～H17.12.15生まれ
10ヵ月児健康診査	4月13日(木)・午後1時30分～午後2時	H17.5.16～H17.6.15生まれ
3歳児健康診査	4月26日(水)・午後1時15分～午後2時	H14.9.1～H14.10.31生まれ

予防接種

- 1 対象児には予診票を送付します。
- 2 受付時間は午後1時30分から午後2時までです。
- 3 料金は無料で、場所は町保健センターです。



	実施日	対象
B C G	4月12日(水) 4ヵ月児健康診査時に同時実施	H17.11.16～H17.12.15生まれ
ポ リ オ	4月18日(火)・4月19日(水)	H17.1.1～H17.12.31生まれ
麻しん・風しん混合	4月20日(木)	H17.2.1～H17.4.20生まれ

以前の対象で、ポリオ予防接種を終了していない満7歳6ヵ月未満のお子さんも受けることができます。該当する人は、事前に町保健センターに連絡してください。

予防接種法改正により、4月から麻しん・風しん予防接種が混合ワクチンにかわり、2回接種となります。

- 本年4月時点で2歳以上の人、また単独ワクチンの一つを受けた人は、新ワクチンの対象外になります。
- 麻しん・風しんの単独ワクチンは4月から任意接種となります。

転入された人は、以前に受けた予防接種について、町保健センターへ連絡してください。

各種教室

- 1 町保健センターへ電話で申し込んでください。
- 2 料金は無料で、場所は町保健センターです。



	実施日	対象
離乳食教室 (離乳食の話や保育者同士ワイワイ話しながら楽しめる調理実習です。)	4月21日(金) 午後1時30分～午後3時30分	1歳未満のお子さんをお持ちのお母さん、または赤ちゃんのお世話をしている人



サムの

おしゃべり ENGLISH



大淀中学校英語指導助手の
マリッサ・サミュエルさん

The Yaeyama Shoto

One year ago, my mother cut out an article from an American newspaper and sent it to me in the mail. It was a travel article, about the Yaeyama Islands in Okinawa. At the top of the page, my mother wrote in pen, "This may be one part of Japan that you never go get to see!" Of course, because she challenged me, I had to go.

Around Spring Vacation I took a 6 day trip there. It was a wonderful place: all the nice people and safety of mainland Japan plus very warm weather. I went to Taketomi Island and Iriomote Island. I feel Taketomi is a very special place in the world. There are only 350 people living there. The pace of life is so relaxed. There are no paved streets, only white sand roads. And the gardens of each house spill over the walls into the street, so the whole village is like a tropical garden. There are cartoon-like shiisa on every house and you can often hear the sound of the Jamisen floating through the air.

Then on the last night of my trip, in Ishigaki, the only major city in the Yaeyama Islands, I ran out of money. I opened my wallet, looked in and said, "No Money!" Then it started to rain. Something was telling me you couldn't stay in paradise forever.

八重山諸島

1年前、僕の母はアメリカの新聞記事を切り抜き、手紙を送ってくれました。それは沖縄の八重山諸島の旅行記事でした。手紙の冒頭にはこう書かれていました。「ここは、あなたが決して行かない所だろうけどね！」もちろん、これは僕への挑戦です。それならば、行かねば!

春休みに、僕はそこへ6日間の旅行に出かけました。すばらしい所でした。みんないい人ばかりでしたし、日本の本州と同じくらい治安が良く、さらに気候は暖かいのです。僕は竹富島と西表島へ行きました。世界でも、竹富島はとても特殊な場所です。その島の人口は、わずか350人です。生活のペースはとてもしラックスしたもので、道は舗装されておらず、白い砂の道ばかりでした。そして、それぞれの家の庭は、その壁を越えて道まであふり溢れ出していて、まるでその村全体が熱帯の庭園のようでした。どの家の上にも漫画から抜け出してきたようなシーサーがいて、空気には蛇皮線の音色が漂うように聞こえていました。

僕の旅行最後の晩は石垣島で過ごしました。そこは八重山諸島で唯一の主要都市であり、ぼくはそこでお金が尽きてしまいました。財布を開けて、のぞきこむと「お金がない!」。ちょうどその時、雨も降り始めました。何か僕にこう語りかけていました。永遠に楽園に留まることはできないのだと。



平成18年度 町保健事業

町保健センターでは、本紙4月号折込の「平成18年度町保健事業予定表」で4月以降の各種健(検)診・母子保健事業・予防接種などの日程をお知らせします。

成人・老人の健(検)診は、「平成18年度保健事業予定表」を確認のうえ、申し込んでください。



献血運動啓発ポスター募集

献血をアピールする標語などを入れたポスターを募集します。

対象 県内在住・在学・在勤の人
応募規格 4つ切りで、パソコン作品はB4～B2サイズ
応募方法 ポスターの裏面に郵便番号・住所・氏名(ふりがな)・電話番号・性別・年齢(学生は学校名・学年)を書いて応募すること。応募作品は返却しません。

応募期間 6月20日(火)まで

応募・問い合わせ先

〒630-8501 奈良市登大路町30番地
奈良県薬務課(☎0742278664)



4月から

障害者自立支援法が

施行されます

障害者自立支援法が4月1日から施行されます。これに伴い、支援費制度や公費負担医療制度が新しい自立支援システムに改められます。なお、現在、サービスを受けているみなさんには個別に案内をします。

詳細については、町役場福祉介護課まで問い合わせてください。

障害者自立支援法のポイント

障がいの地域における自立した生活を支援する体制を整備するために施行される障害者自立支援法は、これまでの制度と比べて5つの改革のポイントがあります。(図1参照)

自立支援システム

自立支援システムは、「自立支援給付」と「地域生活支援事業」を柱として構成されています。(図2参照)

なお、サービスの開始(移行)時期は、自立支援医療は4月から、そのほかのサービスは10月から順次実施していく予定です。また、新しい利用者負担の仕組みは4月から施行します。



【自立支援給付】

《介護給付》在宅や施設の介護サービスで、障害程度区分によって受けられるサービスが異なります。

《訓練等給付》適正に応じて、自立訓練や就労支援などを実施します。

介護給付と訓練給付をあわせて「障害福祉サービス」と呼びます。

《自立支援医療》これまで障がいの種類や年齢で分かれていた更生医療・育成医療・精神通院公費が統合されて、共通の制度になります。

《補装具》身体機能を補い、代替する補装具を購入するための費用を支給します。

【地域生活支援事業】

県からの支援を一部交えながら、地域の特性や個人の状況に合わせて支援事業を実施します。

図2：自立支援給付の体系

自立支援給付	介護給付	居宅介護(ホームヘルプ)
		重度訪問介護
		行動援護
		重度障害者等包括支援
		児童デイサービス
		短期入所(ショートステイ)
		療養介護
		生活介護
	訓練等給付	障害者支援施設での夜間ケア等(施設入所支援)
		共同生活介護(ケアホーム)
		自立訓練(機能訓練・生活訓練)
		就労移行支援
		就労継続支援(雇用型・非雇用型)
自立支援医療	更生医療	
	育成医療	
	精神通院公費	
補装具		
地域生活支援事業	相談支援	
	コミュニケーション支援	
	日常生活用具の給付・貸与	
	移動支援	
	地域活動支援センターほか	

図1：障害者自立支援法の5つの改革のポイント

5つの障害者自立支援法改革のポイント

障がいの種別にかかわらず、共通のサービスが利用できます

サービス利用の仕組みを一元化します

身近な地域でサービスを利用できます

サービスを一元的に提供します

利用料と所得に応じて負担をいただき、みんなで支え合います

費用は4月から原則1割負担となります
ただし、所得に応じて負担額の軽減措置があります

障がい者が働きやすい社会をめざします

就労につながる支援を行います

サービスを公平に利用できるよう、手続きや基準を明確にします

全国統一の基準や審査会の仕組みを導入します



障害福祉サービスの利用の流れ

障害福祉サービスの利用にあたっては、次の点を考慮しながら、サービスの必要性を総合的に判定します。

障がい者の心身の状況

介護者や生活の状況

本人や家族の意向

訓練や就労についての評価

なお、障害程度区分の認定は次のとおり行います。

《一次判定》心身状況については全国統一の106項目の質問に答えていただき判定します。

《二次判定(介護給付のみ)》学識経験者などによる審査会で判定を検討します。

サービス利用希望者は、一次・二次判定の結果から「1」「6」または、「非該当」のいずれかに認定されます。

一次・二次判定の後、サービス利用の意向聴取のうえ、支給決定となります。

障害福祉サービスの利用者負担

利用者負担は、定率負担と実費負担に分かれます。

《定率負担》サービスの利用者負担は、利用料の1割の定率負担となります。ただし、所得ごとに月額上限額が設定されています。

《実費負担》施設での食費・光熱水費などは、実費負担になります。これまで障がいの種別ごとで異なっていた負担

ルールが共通となりました。

障害福祉サービスの利用者負担の軽減措置

利用者負担の軽減措置は次のとおりです。

月額負担上限額を設定

定率負担では、所得に応じて4つの区分で上限額が設定されます。(表1参照)

入所施設などで個別減免

入所施設など(20歳以上)やグループホームを利用する場合、町民税非課税世帯で預貯金などが350万円以下の人は定率負担を減免します。

社会福祉法人提供のサービスを対象とする減免

社会福祉法人が提供する通所サービス、ホームヘルプサービス、デイサービスや入所施設(20歳未満)などを利用する場合、施行後3年間は経過措置として、町民税非課税世帯で収入や資産が一定額以下の人は、利用している法人ごとに月額負担の上限額が半額となります。

同じ世帯の中でサービス利用者が複数いる場合、負担上限額があります

同一世帯に障害福祉サービスを利用する人が複数いる場合や、障害福祉サービス利用者が介護保険のサービスを利用した場合、月額負担上限額は変わりません。

たとえば、町民税非課税世帯で2人以上の人が障害福祉サービスを利用する場合でも、世帯全体の定率負担の合計額は、2万4600円が上限額となります。

食費などの軽減措置

《入所施設》低所得者を対象に、食費・光熱水費を負担しても一定の金額が手元に残るように補給付されます。

《通所施設》低所得者の場合、施行後3年間は経過措置として、食費の利用者実費負担は人件費が除かれて食料費のみとなります。

生活保護への移行防止策

サービスの利用者負担のために生活保護の対象となる場合、生活保護の対象とならない額まで定率負担の月額上限額と実費負担を引き下げます。

自立支援医療の利用者負担と軽減措置

医療費は、原則1割負担となります。ただし、低所得者や、継続的に相当額の医療費負担が生じる人(重度かつ継続者)には、月額負担上限額が設定されます。(表2参照)

また、入院時の食費(標準負担額相当)は、入院と通院の公平を図るため、原則自己負担となります。

重度かつ継続者とは次の人が該当します。

疾病などで対象となる人

《更生医療・育成医療》腎臓、小腸または免疫の各機能に障がいのある人

《精神通院医療》統合失調症、躁うつ病、てんかん、認知症など

疾病などにかかわらず、高額な費用負担が継続することから対象となる人など

表2：自立支援医療 月額負担上限額

区分(世帯の収入状況)		月額負担上限額	
		一般	重度かつ継続
町民税課税世帯	所得割が20万円以上の世帯	制度対象外	20,000円
	所得割が2万円以上20万円未満の世帯	医療制度の自己負担限度	10,000円
	所得割が2万円未満の世帯	<small>18歳未満の人の育成医療については、経過措置があります。</small>	5,000円
町民税非課税世帯	下記以外の人		5,000円
	本人収入が80万円以下の人		2,500円
生活保護受給世帯			0円

表1：障害福祉サービス 月額負担上限額

区分(世帯の収入状況)		月額負担上限額
町民税課税世帯		37,200円
町民税非課税世帯	下記以外の人	24,600円
	本人収入が80万円以下の人	15,000円
生活保護受給世帯		0円



4月から介護保険制度が新しくなります

「要介護度」の区分が新しくなります

要介護状態区分のうち「要介護1」が、新予防給付対象者（要支援2）と介護給付対象者（要介護1）に区分され、「要支援1・2」、「要介護1～5」の段階に変わります。

また、「要支援1」、「要支援2」と認定された高齢者については、今よりも状態が悪化しないように介護予防を重視したサービスに変わります。



改正前

要支援

要介護1

要介護2

要介護3

要介護4

要介護5

非該当

改正後

要支援1	4万9,700円
要支援2	10万4,000円

要介護1	16万5,800円
要介護2	19万4,800円
要介護3	26万7,500円
要介護4	30万6,000円
要介護5	35万8,300円
非該当	

支援を必要とする人(要支援1、要支援2)

介護予防サービス

介護保険の対象ですが、要介護状態が軽く、生活機能が改善する可能性の高い人などが受けるサービスです。

介護を必要とする人(要介護1～要介護5)

介護サービス

日常生活で介助を必要とする度合いの高い人が、生活の維持・改善を図るために受けるさまざまな介護サービスです。

非該当と認定された人(非該当)

地域支援事業

介護保険の対象にはありませんが、生活機能が低下している人や、将来的に介護が必要となる可能性が高い人を対象として行われるサービスです。



本年4月(新制度施行)以前に認定を受けた人は、その有効期間に限り要介護度の区分は変わりません。

平成18年4月の介護保険料

平成17年度介護保険料が年金から天引きされている人へ

平成17年度介護保険料が年金から天引きされている人について、平成18年度4月分の介護保険料は、平成18年度2月分と同額が年金から天引きされます。

「平成18年度介護保険料」の詳細については、次号本紙(予定)でお知らせします。

問い合わせ 町役場福祉介護課

合併処理浄化槽の設置 費用に対する補助制度

本町では、生活排水の処理をするために公共下水道事業の整備を進めてきました。

この計画区域以外の地域と、計画区域であつても認可を受けず、当分の間整備が見込まれない地域の快適な生活環境と公衆衛生を向上する必要があらります。

そこで、平成15年度から合併処理浄化槽を設置するための費用の一部を町が補助する制度を運用しています。

計画区域以外の地域とは、地形上、また費用対効果の関係から、下水道では整備できない地域のことです。

対象地域

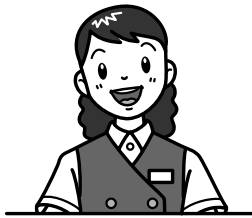
計画区域以外の地域

持尾、矢走、岩壺、大岩、奥越部(田口)、畑屋(一部)、葉水・佐名伝(梨山)、今木、西増、中増

計画区域であつてまだ事業認可を受けていない地域

合併処理浄化槽設置の補助額

浄化槽の規模	補助限度額
5 人 槽	38万4,000円
7 人 槽	45万1,000円
10 人 槽	56万9,000円



補助対象

対象地域内で、専用住宅および店舗等併用住宅に合併処理浄化槽を設置する人で、次のいずれにも該当しない人が補助の対象となります。

① 浄化槽法第5条第1項の規定

比叡、馬佐(一部)、奥越部、芦原
行政区ごとの設定ではないので、町役場都市整備課に照会して、確認をお願いします。

② 住宅などを借りている人で、当該建築物の所有者の承諾が得られない人

③ 販売または利益を目的として、浄化槽付住宅などを建築する人

④ 町長が定める期間内に浄化槽を設置しない人

水洗便所に改造する場合に 費用の一部を助成します

水洗便所改造助成金制度
公共下水道事業で行っている助成制度と同じく、水洗便所への改造に対する助成制度です。

合併処理浄化槽を設置することで、既設の汲み取り便所(し尿浄化槽による水洗便所を含む。)を水洗便所に改造する人に対して、改造に要する資金の一部を助成します。

対象者

助成金の交付については、次のすべての条件を満たす人が対象となります。

① 本町に住所を有し、引き続き1年以上住んでいる個人世帯、または事務所や事業所など、家屋敷を有する個人および法人などであること

② 合併処理浄化槽設置整備事業補助金の交付金額決定通知書を受け、かつ町税を滞納していないこと

③ 建築物1戸につき1件の改造工事に限ること
助成額 10万円

生活保護法の規定に基づく生活扶助を受けている世帯に属する人で、かつ当該建築物を自ら所有する人(生活保護を受けている人)に対する助成額は、22万5000円です。

合併処理浄化槽の補助対象地域以外の水洗便所改造助成金について

公共下水道事業の認可区域内での合併処理浄化槽設置は補助の対象となりませんが、水洗便所改造助成金交付の条件をすべて満たす人に、水洗便所改造助成金を交付します。

ただし、助成金の交付は一度限りです。
問い合わせ
町役場都市整備課

国民健康保険税が変わります

問い合わせ 町役場ほけん課

< 国民健康保険税の税率が変わります >

国民健康保険は、加入者のみなさんが病気やけがをしたときに安心して医療を受けられる制度で、福祉の充実を目的とし助け合いの精神で運営されています。その財源は国や県・町の負担金と、加入者のみなさんに納めていただく保険税でまかっています。

しかし、近年加入者の受診率が高くなり、また、高齢化・医療技術の高度化などに伴い医療費が著しく増加しています。また、介護保険分についても高齢化社会の進行により介護需要が増加して給

付費が年々上昇し、介護納付金の額も毎年増加しています。

このような状況により、国民健康保険の財源は極めて厳しくなり、このままでは運営の維持ができなくなってしまいます。そこで医療費の給付と負担のバランスを図るため、平成18年度から国民健康保険税率などの改定をすることになりました。(図参照)

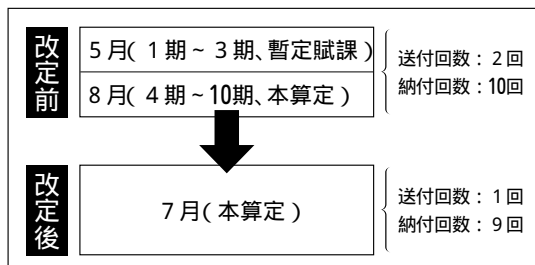
この改定についてみなさんのご理解ご協力をお願いします。

国民健康保険税課税項目	医 療 分		介護分(40歳以上65歳未満の人)	
	改定前	改定後	改定前	改定後
平等割(1世帯あたりの額)	30,000円	31,000円	6,600円	7,500円
均等割(被保険者1人あたりの額)	24,000円	27,000円	3,600円	5,500円
所得割 (課税所得から基礎控除を行った所得額に対する割合、<基礎控除額は33万円>)	6.0%	8.0%	0.95%	1.20%
資産割(固定資産税額に対する割合)	40.0%	45.0%	8.5%	10.0%
限度賦課額	530,000円	530,000円	80,000円	90,000円

< 納付方法が変わります >

平成18年度から、本算定のみ課税となり、納付書については7月に送付することになります。また、納付回数についても10回から9回(7月~3月)に変更されます。

納付書の送付時期、納付回数



< 健全な国保運営をめざして >

国民健康保険運営の健全化について最も重要なことは支出を増やさない(医療費を抑える)ことです。医療費を抑えること、つまりみなさんが健康であること、また保険証を上手に利用することが国保運営の健全化、しいては税負担軽減にもつながります。現在本町では健康に関する各種取り組みを行っています。ぜひ利用してください。

定期検診を受けましょう

検診で病気の予防・早期発見、早期治療を行いましょう。

かかりつけ医を持ちましょう

普段から体のことをよく知っているかかりつけの医師がいれば安心です。

医療機関を上手に利用しましょう

同じ病気で複数の病院に通ったり(重複受診)、むやみに転医したりすることを避けましょう。

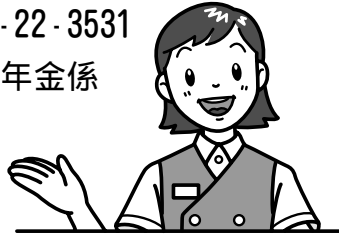
生活習慣を見直しましょう

ゆがみがちな生活習慣を見直し、栄養・運動・休養をバランスよくとって健康を保ちましょう。



国民年金

大和高田社会保険事務所
☎0745-22-3531
町役場ほけん課国保年金係



学生納付特例制度申請の 受付開始

申請はお早めに!



本年4月から平成18年度の学生納付特例申請の受付が始まります。

申請を希望する人は、年金手帳・印鑑・在学証明書または学生証(新学年度)を持って、町役場ほけん課国保年金係の窓口で手続きをしてください。本人が手続きをできず、家族以外の方が申請をする場合は、必ず委任状を持参してください。

《学生納付特例制度とは》

学生で保険料納付が困難な場合、本人が申請することで在学期間中の保険料を猶予し、社会人になってから保険料を追納できる制度です。保険料の支払いが猶予される期間は、平成18年4月から平成19年3月までです。

- 1 申請は毎年必要です。
- 2 保険料が未納となっている場合、その間に事故や病気で障がいが残っても、「障害基礎年金」が支給されない場合があります。

障害基礎年金が 老齢厚生年金などと併給 できるようになります

本年4月から、障害基礎年金と老齢や死亡を支給事由とする年金を受給できる場合、同時に両方の年金を受給することができるようになります。

対象者は、障害基礎年金受給者のうち65歳以上の人です。

《障害基礎年金と同時に受給できる年金》
老齢厚生年金・遺族厚生年金・退職共済年金・遺族共済年金

(例) 老齢基礎年金、老齢厚生年金と障害基礎年金の受給権がある人は、次のどちらかの組み合わせを選択。(65歳以上の人)

改正前



改正後



障害基礎年金と老齢厚生年金、または遺族厚生年金と受給権がある65歳以上の年金受給権者で、障害基礎年金と老齢厚生年金または遺族厚生年金の併給を選択するほうが支給額が高くなる人に対しては、社会保険業務センターから5月中旬にその内容をお知らせする予定です。

問い合わせ

ねんきんダイヤル(☎0570-07-1165)

市外局番「07463」「07464」「07465」

地域の電話番号が変わります

変更日時：6月11日(日)午前2時

市外局番	市内局番	お客様番号	→	市外局番	市内局番	お客様番号
07463	-	-		0746	3	-
07464	-	-		0746	4	-
07465	-	-		0746	5	-



印鑑登録・印鑑証明書交付申請の手続き

1 印鑑登録に必要なもの

本人申請(即日登録)

- 身分を証明する書類(免許証・パスポートなど官公庁発行の写真が貼付された証明書)

証明書類がない場合は、本町においてすでに印鑑の登録をしている人が登録申請者を本人に相違ないと保証する書類(町役場にある所定の保証書)が必要です。

- 登録する印鑑

証明書類がなく保証書も取れない場合は、文書照会で本人確認をしますので、町役場住民生活課に問い合わせてください。この場合、即日登録はできません。

代理人申請(文書照会による本人確認が必要ですので、即日登録はできません。)

- 登録する印鑑、代理人の印鑑

2 印鑑証明書交付申請に必要なもの

本人申請

- 印鑑登録証カード
- 代理人申請
- 印鑑登録証カード(証明が必要な人のもの)
- 代理人の認印

申請時には、申請書に証明が必要な人の住所・氏名・生年月日の記入が必要です。

住民基本台帳カードをご存じですか？

住民基本台帳カードは、行政手続の電子申請に利用されています。住民基本台帳カードには、顔写真付のものと同写真なしのもの2種類があり、顔写真付住民基本台帳カードの場合は、運転免許証などと同じように本人を確認する公的な身分証明書として利用できます。

《顔写真付の住民基本台帳カードの申請に必要なもの》

- 申請者本人の顔写真
(たて4.5センチ×横3.5センチ)
- 印鑑
- 手数料500円
- 委任状(代理人が申請する場合のみ)

- 1 住民基本台帳カードの申請は代理人もできますが、交付は本人以外できません。また、申請から交付までに約2週間必要です。
- 2 公的な身分証明書として利用できない「顔写真なし」の住民基本台帳カードの場合、写真は必要ありません。

問い合わせ 町役場住民生活課戸籍住民係

『使用水量等のお知らせ』が変わります



検針時に水道料金と

下水道使用料を表示します

問い合わせ 町水道部業務課

本年4月から、水道メーター検針時に発行している「使用水量等のお知らせ」を変更します。

(図参照)

変更後は、水道料金や下水道使用料、合計(請求予定)金額を「使用水量等のお知らせ」に表示して発行します。

(図)

使用水量等のお知らせ			
水栓所在地			
お客様氏名			
台帳番号		水栓番号	メーター番号
口径			
用途		今回検針日	
ミリ			
今回メーター指示数			まで
前回メーター指示数			から
メーター取替までの水量	m ³		
今回使用水量		m ³	
(前回使用水量		m ³)	
(ご参考) 今回使用水量の料金 ()は消費税相当額です			
水道料金	円()	円)	
下水道使用料	円()	円)	
合計(請求予定)金額		円	
検針員			
通信欄			
口座振替済のお知らせ			
使用月分	使用水量	振替日	
月分	m ³		
水道料金	円	下水道使用料	円
振替合計金額		円	
上記の金額をご指定の口座から振替させていただきます。ありがとうございました。			
本票により集金することはありません。			
大淀町水道部 TEL (0747) 52-0137			
営業時間 午前8時30分～午後5時15分 土・日・祝日は休みです。			

前納報奨金制度が改正されます

問い合わせ 町役場税務課

これまで、町・県民税(普通徴収)固定資産税を第1期の納期限内に一括納付すると前納報奨金が支払われて、税額から前納報奨金を差し引いた金額を納付していただいていた。

今回、税条例が改正されたことで、平成18年度から町・県民税、固定資産税にかかる前納報奨金交付率を表のとおり引き下げることになりました。みなさんのご理解ご協力をお願いします。

	改正前	改正後
前納報奨金交付率	0.4%	0.2%



前納報奨金の計算方法

$$\text{各納期分の税額} \times \text{前納報奨金交付率} \times \text{前納月数} = \text{前納報奨金額}$$

(注意1) (注意2)

(注意1) : 固定資産税を例にすると、第1期分(4月)の納期限内に納付した場合、その翌月(5月)から数えることになり、第2期の納期(8月)までが4ヶ月、第3期の納期(11月)までが7ヶ月となります。

(注意2) : 算出報奨金額が10円未満である場合は交付しません。また、算出報奨金に10円未満の端数がある場合は端数を切り捨てます。

(計算例)

年税額12万円(2期以降の各期別税額4万円)の固定資産税を第1期分(4月)の納期限内に全期分(年税額)を納付した場合

(第2期以降の各期別税額)		(前納報奨金交付率)		(前納月数の合計)		(前納報奨金額)
4万円	×	0.2%	×	11ヶ月	=	880円



相談



心配ごとと合同相談

日時 毎月第2・第4水曜日
午後1時~午後4時
場所 町社会福祉協議会
問い合わせ 町社会福祉協議会
☎0747③0589

無料法律相談(3町巡回)

日時 4月17日(月)
午後1時~午後4時
場所 吉野町役場
問い合わせ 吉野町役場町民課
☎07463②3081

日時 5月16日(火)
午後1時~午後4時
場所 下市町役場
問い合わせ 下市町役場住民福祉課
☎0747②0001

日時 6月16日(金)
午後1時~午後4時
場所 大淀町役場
問い合わせ 大淀町役場総務課
☎0747②550(要予約)

無料法律相談

日時 毎週木曜日
午後1時~午後4時
場所 南和法律相談センター
(五條市今井ナントビル2階)
予約受付 月曜日~金曜日
午前9時30分~正午
午後1時~午後4時
問い合わせ
南和法律相談センター
☎0747③5234

消費生活相談

日時 毎週火曜日
午後1時~午後4時
場所 下市町役場(4月~6月)
問い合わせ 下市町役場産業課
☎0747②0001

住宅増改築相談

日時 4月15日(土)
午前9時~午後4時
場所 大淀町中央公民館
問い合わせ
県建築協同組合中吉野支部
☎0747②9971

無料交通事故相談

日時 毎月第2火曜日
午前10時~午後3時
場所 大淀町役場
問い合わせ 町役場総務課

児童相談

日時 5月12日(金)
午前10時30分~午後4時
場所 下市町保健センター
問い合わせ 高田児童相談所
☎0745②6079



春の交通安全県民運動

交通事故のない

やすらぎの 大和路づくり

大和の交通マナーを高めよう

実施期間

4月6日(木)～15日(土)

運動の基本

子どもと高齢者の交通事故防止

重点事項

① 自転車の安全利用の推進

② シートベルトとチャイルドシート

の正しい着用の徹底

③ 夜間の交通事故防止

中吉野警察署・町交通対策協議

議会(町役場総務課内)

国民健康保険 被保険者証の更新

本年4月1日から、国民健康保険被保険者証が更新されます。

新しい被保険者証(一般被保険者証は黄緑色、退職被保険者証はオレンジ色)を、本年3月末に簡易書留でみなさんのご家庭に郵送しました。

不在などの理由で受領されていない被保険者証については、

町役場で保管していますので、印鑑・身分証明(免許証、旧被保険者証など)を持参のうえ、町役場ほけん課の窓口へお越しください。

なお、これまでの被保険者証(一般被保険者証は水色・退職被保険者証はピンク色)は、本年3月31日までの有効期限となっていますので注意してください。

問い合わせ先
町役場ほけん課

林野火災にご注意を!

空気が乾燥していて火災が発生しやすい時季です。

林野での火災を予防するために、次のことを注意しましょう。

① 枯れ草などがある火の起りやすい場所でのたき火はやめましょう。

② たばこの投げ捨てはやめましょう。

③ 火遊びは絶対にやめましょう。

火事・救急は119

中吉野広域消防組合消防本部
大淀消防署

<http://www.nakayoshino.or.jp/>

子育てサークルちびっ子ランド

子育てを支援する町の事業で、延明保育園に委託して事業を実施しています。

日 時 毎週月曜日：パンダクラス(0・1歳児)
毎週水曜日：ウサギクラス(2歳児以上)

どちらも午前10時から午前11時30分までです。

場 所 延明保育園あそびの森子育て支援センター
持 ち 物 水筒・お手ふき・参加費(大人1人につき100円)
1 各クラスはすべて申込制です。

2 月・火・水曜日は「あそびの森」の開放日です。
自由に利用してください。申し込みは必要ありません。
時間は午前10時から午後2時までです。

育児相談 育児相談は随時受付をしています。希望者は、延明保育園に直接申し込んでください。

問い合わせ先 延明保育園 ☎0747-52-0388

お誕生日会のお知らせ

	4月のお誕生日会	5月のお誕生日会
日 時	4月25日(火)	5月30日(火)
	午前10時～午前11時	
場 所	子育て支援センター	
申込期間	4月19日(水)まで	5月17日(水)まで
	それぞれの月に誕生日がある友だちを募集します!	

パンダクラス	4/10(月)	はじめましてこんにちは(発足会)
	4/17(月)	ワイワイタイム 「ママたちの自己紹介」
	4/24(月)	サーキットあそび・手作りおやつ
	5/1(月)	こいのぼりを作るう
	5/8(月)	いちご狩り・手作りおやつ
ウサギクラス	5/15(月)	ワイワイタイム 「おでかけおすすめスポット」
	5/16(火)	ママ・エアロビクス
	5/22(月)	うんどうあそび
	5/29(月)	お話の世界
	4/12(水)	はじめましてこんにちは(発足会)
	4/19(水)	ワイワイタイム 「ママたちの自己紹介」
	4/26(水)	こいのぼりを作るう・手作りおやつ
	5/10(水)	いちご狩り・手作りおやつ
	5/16(火)	ママ・エアロビクス
	5/17(水)	ワイワイタイム 「おでかけおすすめスポット」
5/24(水)	サーキットあそび	
5/31(水)	絵の具であそぼう	

サテライト保育

日 時 5月16日(火)
場 所 花吉野ガーデンヒルズ公民館
対 象 花吉野ガーデンヒルズ在住の人

ママトーク

日 時 5月9日(火)
場 所 子育て支援センター
対 象 保育園、幼稚園、小学校に通っているお子さんをお持ちの人
参加費 100円(材料費は別途必要です。)



電話番号案内

町 役 場	0747-52-5501
大 淀 病 院	0747-52-8801
水 道 部	0747-52-0137
大 淀 消 防 署	0747-52-1199
教 育 委 員 会	0747-52-1522
町 中 央 公 民 館	0747-52-1524
保 健 セ ン タ ー	0747-52-9403
老人福祉センター	0747-52-9733
桜ヶ丘総合センター	0747-52-5402
桜ヶ丘児童館	0747-52-8319
旭ヶ丘総合センター	07463-2-5189
杉本記念文化センター	07463-2-2489
平畑体育館	0747-52-6234
南和広域美化センター	0747-52-3253
一般廃棄物処理施設(西ヶ峰)	0747-52-8419
文 化 会 館	0747-54-2110
図 書 館	0747-54-2120
大淀町社会福祉協議会	0747-53-0589
訪問看護ステーション	0747-52-1941
中 吉 野 警 察 署	0747-53-0110
吉野路大淀iセンター	0747-54-5361
健康づくりセンター	07463-4-5501
シルバー人材センター	0747-54-5522
ふれあい活動センター	0747-54-5533

善意銀行だより

今回、次の方々から善意が寄せられました。

チャリティー基金として
金10,000円
奈良県建築労働協同組合中吉野支部
建築協業会
亡母スエ子供養として
金100,000円
林 潔さん(下湊西町1丁目)
廃品回収売上金として
金4,210円
西町老人クラブときわ会

ありがとうございました。当該事業に有意義に使わせていただきます。



自衛官各種採用試験
募集種目・応募資格
一般幹部候補生
20歳以上26歳未満の人
2等陸・海・空士
18歳以上27歳未満の男性
受付期間
一般幹部候補生
4月1日(土)～
5月12日(金)
2等陸・海・空士
4月1日(土)～5月中旬
採用試験日
一般幹部候補生
5月20日(土)
2等陸・海・空士
5月下旬予定

自衛官各種採用試験

問い合わせ

自衛隊五條募集事務所

☎0747-223789

1日まちの保健室

奈良県看護協会

南和地区支部主催

日時

5月14日(日)

午前10時～午後3時

場所

吉野路大淀iセンター(芦原)

内容

● 血圧、身長、体脂肪、血管年齢の測定

● 栄養(食事)・介護・健康についての相談

参加費 無料

奈良県看護協会南和地区支部の看護師、保健師、栄養士が担当します。みなさん、気軽にお越しください。

参加された人には、粗品をさしあげます。

問い合わせ 町立大淀病院

おわびと訂正

本紙3月号16ページ「FAC E」の記事に誤りがありました。おわびして訂正させていただきます。

(正) 看護師
(誤) 看護婦

行政手続きのオンラインサービス

<http://www.egov-nara.jp/e-kotonara/>

本町では、「奈良電子自治体共同運営システム」による申請等行政手続きのオンラインサービス(電子申請)を行っています。

本年4月から開始する受付[保健センター]
基本健康診査・大腸がん検診・肺がん検診・前立腺がん検診、
胃がん検診、子宮がん検診、乳がん検診、マタニティクラス、
離乳食教室

住民票の写しの交付予約申請【町役場住民生活課】

水道の開栓(使用開始)・閉栓(使用中)の届出

【町役場水道部】

町文化会館の空き状況照会【町文化会館】

問い合わせ先

- 手続きに関すること：上記各担当課
- パソコンの入力操作に関すること：
ヘルプデスク(☎0742-64-0088)



Contents

平成18年度
予算総額は180億2529万円 **予算** ...2
一般会計予算は79億9900万円

議会 だより4

役場の窓口が変わります ...6
もっと便利に、もっとわかりやすく

大和猿楽子どもフェスティバル・
第四期ちびっ子松垣本卒業発表会 ...9

『人権の街』づくりに向けて ...10
～人権侵害を許さない社会的雰囲気醸成を～

個人情報保護条例 -あなたの大切な情報を守ります- ...12

ミズウェルネス大淀 ...15

Health Guide
けんこうガイド ...16

4月 障害者自立支援法が
施行されます ...18

4月 から介護保険料が新しくなります ...20

合併処理浄化槽の設置
費用に対する補助制度 ...21

国民健康保険税が変わります ...22



表紙の写真
冬の寒さがだんだんと和らぎ、あたたかい日差しを感じるようになってきました。
いよいよ4月です。新しい生活がスタートする人も多いのではないでしょうか。気分新たに、そんな時季ですね。

FACE



にった たけし
新田 武志さん
(19歳・花吉野ガーデンヒルズ)
介護員

😊 このコーナーでは、町のがんばっている人を紹介します。

お年寄りの方が楽しく過ごせるように平成16年9月から「介護センターふくろうの里吉野」が設立され、そこで介護員として働いています。入浴の手伝いをしたり、レクリエーションを行ったりして、お年寄りの方が楽しく過ごせるようにしています。最初は不安もありましたが、現在は本当にやりがいのある仕事だと感じています。

言葉遣いに気をつけています
仕事では言葉遣いに気をつけています。やさしい言葉遣いをするのはもちろんですが、利用者みなさんが不快な気分にならないように心がけています。人と接する中で言葉は非常に重要だと思います。自分が感謝の言葉をかけられると本当にうれしいですから。

これからも周りの人が働く姿を見ているるなものを学び、この仕事を続けていきたいと思っています。

ほっぴい あまいる



きむら まい
木村 舞依ちゃん
(平成15年4月13日生まれ)

父 雅実 さん
母 めぐみ さん
のコメント

**笑顔忘れず
元気な子になってね**

😊 あなたからの「すまいる」の写真をお待ちしています。お申し込みは町役場総務課まで。

MY TOWN OYODO

人のうごき

平成18年2月28日現在

人口	20,788人 (± 0)
男	9,993人 (+ 7)
女	10,795人 (- 7)
世帯数	7,543 (+ 9)
() 内は前月との比較	



花



梨花



アラカシ



木

大淀町民憲章(平成3年11月1日制定)

わたくしたちは、吉野の、川と緑の恵みを守り、豊かな文化と活力ある南和の中核都市をめざし、この憲章を制定します。

1. わたくしたちは、緑と水と心のきれいな町をつくりまします。
1. わたくしたちは、互いに人権を尊び、共に生きるあたたかい町をつくりまします。
1. わたくしたちは、すぐれた郷土を愛し、文化と教養の香りたかい町をつくりまします。
1. わたくしたちは、スポーツに親しみ、健康で仕事に励む活気ある町をつくりまします。
1. わたくしたちは、老人を敬い、子どもの夢を育て、生きがいのある町をつくりまします。

